6

廃炉に係る費用の支払

㈠　認可業務計画（7の㈦の認可を受けた廃炉推進業務中期計画をいう。以下同じ。）の計画期間内に廃炉を実施する実用発電用原子炉設置者等は、あらかじめ、廃炉の実施に関する計画（以下「廃炉実施計画」という。）を作成し、その内容が認可業務計画に適合することについて、機構の確認を受けなければならないこととし、これを変更しようとするときも、同様とすることとした。（第一六条関係）

㈡　機構は、㈠の確認を受けた廃炉実施計画（㈠の変更があったときは、その変更後のもの）に基づき廃炉を実施する実用発電用原子炉設置者等から当該廃炉に係る費用に相当する額の支払の請求を受けたときは、実用発電用原子炉設置者等の実用発電用原子炉に係る廃炉について機構が適正な支払を行うための基準として経済産業大臣が定める基準に従って、当該廃炉の実施に必要な費用に相当する額を支払うこととした。（第一七条関係）

使用済燃料再処理・廃炉推進機構

㈠　使用済燃料再処理機構の名称を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改め、機構は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の実施の業務及び円滑かつ着実な廃炉の推進に関する業務を行うことにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ることを目的とすることとした。（第一八条及び第二〇条関係）

㈡　次に掲げる事項等は、運営委員会の議決を経なければならないこととした。

(1)　㈦の廃炉推進業務中期計画の作成又は変更

(2)　廃炉実施計画の確認（第二九条関係）

㈢　運営委員会は、委員一〇人以内並びに機構の理事長、副理事長及び理事をもって組織することとし、委員は、使用済燃料の再処理等、廃炉、電気事業、経済、金融、法律又は会計に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が経済産業大臣の認可を受けて任命することとした。（第三〇条及び第三一条関係）

㈣　機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事六人以内及び監事一人を置くこととした。（第三七条関係）

㈤　機構の業務に、次の業務を追加することとした。

(1)　円滑かつ着実な廃炉の実施を図るために必要な実用発電用原子炉設置者等に対する助言、指導及び勧告を行うこと。

(2)　廃炉に関する技術の調査、研究及び開発を行うこと。

(3)　廃炉に必要な設備の調達及び維持管理を行い、並びにこれを実用発電用原子炉設置者等の共用に供すること。

(4)　廃炉拠出金を収納すること。

(5)　廃炉の実施に必要な費用に相当する額の支払を行うこと。

(6)　(1)から(5)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。（第四九条第三号～第八号関係）

㈥　機構は、毎事業年度、廃炉拠出金の収納及び廃炉の実施に必要な費用に相当する額の支払の状況、助言、指導及び勧告の内容その他の廃炉推進業務の実施の状況について経済産業大臣に報告しなければならないこととし、経済産業大臣は、当該報告を受けたときは、速やかに、これを公表しなければならないこととした。（第五二条関係）

㈦　機構は、五年を超えない範囲内において経済産業省令で定める期間ごとに、当該期間を一期として、円滑かつ着実な廃炉の実施を図るための方針その他の経済産業省令で定める事項を記載した廃炉推進業務の実施に関する計画（以下「廃炉推進業務中期計画」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととし、廃炉推進業務中期計画の変更（経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とすることとした。（第五五条第一項関係）

㈧　経済産業大臣は、㈦の認可の申請に係る廃炉推進業務中期計画が次のいずれにも適合していると認めるときでなければ、当該認可をしてはならないこととした。

(1)　当該廃炉推進業務中期計画に係る廃炉推進業務が適切かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

(2)　当該廃炉推進業務中期計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。（第五五条第二項関係）

㈨　機構は、廃炉推進業務に係る経理と再処理等業務に係る経理を区分して整理しなければならないこととした。（第六〇条関係）

8

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との協力

機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、発電用原子炉の円滑かつ着実な廃止を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこととした。（第七一条関係）

四　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正関係

1　再生可能エネルギー発電事業計画の認定等

㈠　再生可能エネルギー発電事業計画には、再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が出力その他の事項に関する経済産業省令で定める要件に該当する場合においては、当該再生可能エネルギー発電設備の設置の場所の周辺地域の住民に対する説明会の開催その他の再生可能エネルギー発電事業の実施に関する事項の内容を周知させるための措置として経済産業省令で定めるものの実施状況に関する事項を記載しなければならないこととし、再生可能エネルギー発電設備が当該要件に該当する場合においては、当該措置が実施されたことを再生可能エネルギー発電事業計画の認定の要件とすることとした。（第九条第二項第七号及び第四項第六号関係）

㈡　認定事業者は、再生可能エネルギー発電事業計画の記載事項を変更又は追加しようとするときは、経済産業大臣に当該事項（再生可能エネルギー発電事業計画の記載事項のうち重要な事項として経済産業省令で定めるものを変更しようとするときは、㈠の措置の実施状況に関する事項を含む。）を記載した申請書を提出してその認定を受けなければならないこととし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでないこと等とした。（第一〇条第一項及び第四項関係）

2　再生可能エネルギー発電設備の増設又は更新に係る基準価格又は調達価格の適用の特例

再生可能エネルギー発電設備の増設又は一部の更新（以下「増設等」という。）であって経済産業省令で定めるものに係る再生可能エネルギー発電事業計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、再生可能エネルギー発電設備に関する事項について、再生可能エネルギー発電設備のうち当該増設等に係る部分とそれ以外の部分とに区別して再生可能エネルギー発電事業計画に記載することができることとし、当該変更の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に記載した再生可能エネルギー発電設備に適用される基準価格又は調達価格は、当該増設等に係る部分以外の部分について従前の交付対象区分等又は特定調達対象区分等に該当するものとみなして、当該増設等に係る部分及びそれ以外の部分に係る基準価格又は調達価格を基礎として、これらの部分ごとの再生可能エネルギー源を電気に変換する能力を勘案し、経済産業省令で定める方法により算定した価格とすることとした。（第一〇条の二関係）

3　認定事業者の義務

認定事業者は、認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を実施しなければならないこととし、再生可能エネルギー発電事業に係る業務の全部又は一部を委託する場合は、当該再生可能エネルギー発電事業が認定計画に従って実施されるよう、その委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないこととした。（第一〇条の三関係）

4　改善命令

経済産業大臣は、認定事業者が3の義務に違反していると認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第一三条関係）